

平成28年度

東近江市農業委員会  
第5回農業振興部会議事録

1. 開催日時 平成28年10月25日（火）午前9時30分から午前11時

2. 開催場所 東近江市役所 新館313議室

3. 出席委員 19人 欠席委員 1人

| 議席番号 | 出欠 | 議席番号 | 出欠    |
|------|----|------|-------|
| 1    | 出  | 11   | 出     |
| 2    | 出  | 12   | 出     |
| 3    | 出  | 13   | 出     |
| 4    | 出  | 14   | 出     |
| 5    | 出  | 15   | 出     |
| 6    | 出  | 16   | 出     |
| 7    | 出  | 17   | 出     |
| 8    | 出  | 18   | 出     |
| 9    | 出  | 19   | 出     |
| 10   | 欠  | 20   | 出     |
| 会長   | 欠席 | 議長   | 15番委員 |

4. 農業委員会事務局職員

|    |   |
|----|---|
| 局長 | 出 |
| 次長 | 出 |
| 主幹 | 出 |

5. 議題

（1）農地利用状況（遊休農地等）調査の結果について  
平成28年度 農地利用状況（遊休農地等）調査まとめ

（2）平成28年度遊休農地利用意向調査並びに解消指導・解消実践活動の取り組みについて（案）

## 6. 会議の概要

議 長     ただ今から、東近江市農業委員会 平成28年度第5回農業振興部会を開会致します。  
部会の現数20名のうち、現在の出席者数は19名、欠席者数は1名であり、この部会は成立致します。  
続きまして、議事録署名委員の指名であります。  
議席番号9番 ●● ●●委員、11番 ●● ●委員を指名致します。  
どうぞ、よろしくお願いいたします。

議 長     それでは、協議事項に入ります。  
最初に、平成28年度農地利用状況（遊休農地等）調査の結果についてを議題と致しますので、ご協議をお願いいたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局     それでは農地利用状況（遊休農地等）調査の結果について提案をさせていただきます。  
お手元の資料、「平成28年度農地利用状況（遊休農地等）調査まとめ」をご覧ください。まず、地域事前調査を6月15日から7月15日にかけて実施をさせていただきました。各地域の農業組合長様にご依頼させていただき、遊休農地をパトロールしていただき調査を実施していただきました。調査方法については、平成27年度の調査結果を地域別に反映した調査票、また地域地図、調査実施手順書を配布し、それを元に調査を実施していただいております。調査依頼いたしました農地は、前年の遊休農地363筆、168,518㎡（約16.8ha）です。また、市内220町に調査を依頼し、報告をいただきました。  
2番目ですが、その結果に基づき、委員の皆様にお世話になりました全体調査を8月4日に実施いたしました。農業委員39名、再生協議会8名など合計62名の体制で全体調査を実施させていただきました。全体調査は15班編成で行い、地域調査の報告結果を中心に、周辺を含めパトロールも実施していただきました。調査の範囲は69町、570筆、345,936㎡です。各地区の調査範囲は、それぞれ地区ごとに町数を資料にお示ししています。  
続いて3番の調査のとりまとめについてです。全体調査の結果は、当日新たに調査対象に加えていただいた筆も含めて575筆、346,383㎡について調査をしていただきました。こちらは資料3番にお示ししております。その結果遊休農地と判断いただいた農地は、生産調整対象農地を除き総数は、363筆、170,890㎡、約17haという結果になりました。各地区の筆数、面積は記載のとおりです。荒廃程度区分で見ますと、A分類が81筆、79,300㎡、B分類が282筆、91,590㎡という結果になっています。  
続いて、調査に伴う定義をご説明いたします。  
調査区分についてです。「遊休農地」というのは、ここ数年、現に耕作されておらず、かつ、引き続き今後も耕作される見込みがないと思われる農地のことで、ただし、耕作がされていない状況であっても、年間を通じて、適時に農地の畦畔の草刈りや、ほ場内の耕運や草刈りなどが実施されている農地は、遊休農地とは

扱わない、ということにさせていただいています。

また、この調査に併せて違反転用農地のパトロールも実施させていただいております。

今申し上げた判断は、所有者等の意思に関係なく実施していただきました。

2つ目の遊休農地の判断区分については、全体調査時にA分類とB分類に区分して調査票に記入していただいたところです。また、今年度については9月の農振部会で、B分類の最終判定をしていただいたところです。

判断区分については、「A分類」は、人力（草刈機）や農業用機械等（プラウ、ハロー、バックホウ等）により草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地ということにしています。

「B分類」は、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地をいい、具体的には、その土地が森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、または、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれるものをいいます。ただし、集団的なまとまりのある農地の中に存在する遊休農地は含まないこととしています。

この定義については、荒廃農地調査の定義を用いて判断区分としています。

次に3番、4番についてです。市街化区分で、「市」と表示しているものは、都市計画法の市街化区域を、また「調」は都市計画法の市街化調整区域を表しています。また、空欄は都市計画法非線引き区域又は都市計画法区域外を表しており、永源寺地域、愛東地域、湖東地域が該当します。

続いて農地法の区分ですが、農振農用地（青地）は「農」で表示しています。

「他」については農振農用地以外（白地）を表しています。また、「外」は農業振興地域外のことで、これら3つの区分で表示をしています。

次に「解消済」または「遊休農地でない」と判断した場合の区分ですが、「耕作されている」、また「基盤整備後営農再開」は基盤整備事業完了後に営農再開の予定がある農地のことで、「保全管理」は当分の間、今後の耕作に向けて草刈り、耕起、水張り等農地を常に耕作しうる状態に保つ取り組みをされている農地のことを表しています。

このように全体調査時に「解消済」または「遊休農地でない」と判断いただいた場合は、いずれかに分類していただいて調査票に記入いただいたところです。次のページに移りまして、調査結果の集計に伴う取扱いをまとめています。資料の3番、4番の遊休農地の区分欄に出てきます。

「遊休農地」、「低利用農地」については、先ほど申し上げたとおりです。

「解消」については、解消（耕作）と表示したものについては、昨年度遊休農地であったものが農作物が作付けされている等耕作状態にある場合の農地を表わします。また、解消（保全）というものは昨年度遊休農地でありましたが、年間を通じて適時に草刈り等保全管理がされているものを表わします。また、対象外（耕作）とあるのは、今年度新たに調査対象となった農地が、農作物が作付けされている等耕作状態にあるものを表わしています。対象外（保全）についても、今年度新たに調査対象となった農地が、年間を通じて適時に草刈り等保全管理がされていると見られるものを表わしています。

また、「その他」として解消（転用済）があり、これは昨年度遊休農地であった

ものが転用許可を得て転用されているものを表わしており、また解消（違反転用）は、昨年度遊休農地であったものが違反転用状態と見受けられるものを表わしています。解消（その他）は、昨年度遊休農地であったものが、屋敷畑等極小や不整形で農業上の利用を図る必要度が低いもので、また対象外（転用済）は、今年度遊休農地であったものが、転用許可を得ているものをそれぞれ表わしています。

対象外（違反転用）という表記は、今年度遊休農地であったものが、違反転用状態と見受けられるもので、最後に対象外（その他）という表記は、今年度遊休農地であったものが、屋敷畑等極小や不整形で農業上の利用を図る必要度が低いものを表わしており、以上が調査結果の集計に伴う取扱いとさせていただきます。

次のページに移りまして、関係制度に係る取扱いについてですが、まず生産調整対象農地です。これは、調査対象農地で生産調整対象農地となっているもので、こちらは遊休農地から除く形で処理しています。続いて、中山間地域等直接支払制度対象農地です。こちらもこの制度の対象農地となっているもので、遊休農地判断に加味しないということで処理しています。また、耕作放棄地の再生事業予定というものは、耕作放棄地再生事業が実施されているもの、及び今年度事業実施予定となっているもので、こちらは遊休農地に残すという形で処理しています。

次に、通常は農地・水環境保全事業対象農地ということで表記していますが、こちらは遊休農地判断に加味しないということで処理しており、以上のように関係制度に係る取扱いを整理させていただきます。

以上が平成28年度の農地利用状況調査まとめということで報告をさせていただきます。

それでは続いて、資料ナンバーを付けています5つの資料について順番に説明させていただきます。なお、参考資料として平成27年度と28年度を比較したA4サイズの1枚ものの資料も付けていますので、こちらも比較しながら見ていただきたいと思います。

まず資料ナンバー1番ですが、こちらは農地利用状況調査の全体状況を表わしたものです。1ページ目は全体集計ということで、まず総計をご覧ください。575筆、346,383㎡ということで、全体調査で調査いただいた全ての筆、面積の総数を表わしています。その隣は遊休農地ですが、生産調整・中山間地・環境保全対象を除くという欄の計で、363筆、170,890㎡。先ほど調査まとめの資料の4番で説明させていただいた遊休農地の取りまとめの数値となっています。その2つ右隣の欄ですが、解消（耕作・保全）ということで、今年度の調査で解消が確認された農地は、112筆、96,525㎡という結果になっています。

また、その他ということで転用済・違反転用・その他などを区分けしたものは、13筆、10,426㎡となっています。その隣は、今回の調査において、関係制度の適応状況という形でまとめています。生産調整対象農地は137筆、117,045㎡という結果で、また中山間地直接支払対象農地、農地・水・環境保全対象の農地については27筆、26,605㎡という結果になっています。

次のページは地域別の集計表として集計しています。遊休農地の結果については、左から3列目くらいの遊休農地の「生産調整・中山間地・環境保全対象除く」という欄の合計数が、それぞれ地区ごとの集計結果になっています。27年度と比較した別紙の参考資料をご覧ください。(3)番の遊休農地の合計欄ですが、筆数は昨年度と同数となっていますが、面積は若干増加している結果となっています。

続いて資料2番についてですが、こちらは全体の集計表となっており、先に資料2-1をご覧ください。こちらは荒廃程度区分A分類、B分類別に示した集計表となっています。また、先ほどの参考資料の裏面に、同様の区分で27年度との比較を表わしていますので、一緒にご覧ください。

まず、1ページ目ですが、区分ごとに、右側へ、農振地域内青地、白地、農振地域外の3つに分類しています。また縦の列は田、畑、樹園地、合計となっています。これらを元にそれぞれA分類、B分類と判定いただいた結果をここに集計しています。合計欄の一番右側を見ていただきたいと思います。一番下の合計欄で、まず今年度A分類と判断いただいた農地は81筆、79,300㎡。B分類については282筆、91,590㎡という結果になっています。次のページでは、地域別の集計表としてまとめています。こちらの集計表と参考資料を比較して見ていただきたいのですが、9月26日開催の農振部会でB分類の最終判定をいただいた結果をこの集計表に反映しています。参考資料の平成27年度と28年度の比較を見ていただきますと、永源寺地区では昨年度A分類と判定いただいた127筆が7筆に変わっており、これはB分類に移行されたということで、今年度はB分類が178筆と最終判定いただいたところです。また五個荘地区においても、27年度のA分類は21筆でしたが、28年度は4筆という結果になり、B分類は26筆と荒廃化した農地が増えていることを表わしています。また愛東地区でも、28年度はA分類が5筆、B分類が47筆ということで、これら全体の集計では、A分類が81筆、79,300㎡。B分類については282筆、91,590㎡と言う結果になっています。

続いて資料3番をご覧ください。こちらは生産調整対象農地、農地・水・環境保全事業対象農地、中山間直接支払農地について、それぞれ関連法を適用欄でチェックしてその内容を記した一覧表になっています。表の右から2～3列については、農地区分の判断を示しています。また、遊休農地と判断するのか、保全されていると判断するのか。また荒廃程度を示すA分類、B分類の判断についても、全体調査の結果をもとに、今取りまとめを行っているところです。また、先月の農振部会で最終判定をいただいたB分類についても反映しています。なお、記入いただけていなかった部分については、提出いただいた写真と、事務局で現地確認を行い最終の判断をさせていただいておりますので、ご了承をお願いします。

1ページの中央の「農地属性」欄をご覧くださいと思います。市街化区分欄の「調」は調整区域を、「市」は市街化区域を、空欄は都市計画法線引き区域外を示す表記となっています。その隣が農振区分で、「農」は青地の農地、「他」は白地を、「外」は農業振興区域外を表わしています。その隣に関連法適用状況ということで、それぞれの関連法に基づく事業の対象農地をここでチェックを入れて取りまとめをさせていただいております。

次に7ページをご覧ください。最終筆数、面積として表示しています。これは八日市地区の数字ですが、それぞれの地区ごとの最後に、各地区の筆数、面積の合計を示しています。資料1の地域別集計表の総計欄の八日市地区をご覧くださいますと、94筆、92,283㎡と調査いただいた全ての筆が挙がっているということになります。他の地域についても、地域別に集計をしていますので、後ほどご覧ください。

なお、農振部会の委員の皆様には1つご報告がありますので、5ページに戻っていただきたいと思います。農地番号66番から71番、73番、74番の8筆については、全体調査でB分類と判定いただき、先の農振部会でも最終判定をいただいたところですが、農振部会でも、平地の集団的なまとまりがある農地であるということで、周辺農地への悪影響が心配されるのご意見をいただいたところでした。また、先ほどの定義のところでも申し上げたように、集団的なまとまりのある農地については、B分類に含まれないと定義させていただいています。事務局でも最終現地を確認し、ご意見も踏まえて総合的に判断をさせていただいた結果、B分類からA分類へ戻させていただくということ、この農振部会の委員の皆様にご了承いただきたく、本日はご報告させていただきます。それともう1つ、24ページをご覧ください。五個荘地区になりますが、農地番号9番、五個荘日吉町の農地になりますが、こちらもB分類と判定いただいておりますが、現地のパトロールのときにも、保全管理が一部着手されているという状況を踏まえ、全体調査時のリーダーとも協議をさせていただき、解消指導の対象農地とするということで、B分類からA分類へ変更させていただいております。先の農振部会でご審議いただいた結果を今回変更させていただくということで報告をさせていただきますので、後ほどご了承を賜りたいと思います。

続いて資料4をご覧ください。こちらが遊休農地の最終の調査結果になります。こちらは中山間直接支払対象農地など、また耕作再開、保全管理による解消と判断いただいたそれぞれの農地をはずしたもので、今年度遊休農地の一覧表として取りまとめたものです。後ほど2つ目の議案でご提案いたしますが、各チームで取り組みいただきます解消指導、解消実践活動に用いる資料となります。最終、A分類、B分類全てを表示した形の遊休農地の一覧表としていますので、よろしくお願いいたします。

以上、事務局から、農地利用状況調査の結果について説明をさせていただきました。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今説明いただいた農地利用状況調査の結果について、皆さんからご意見をいただきたいと思います。

3番 来年から体制が変わるが、どういう方法でされるのか？

事務局 今後の遊休農地の調査については、A分類と判定いただいた農地を全体調査で確

認していくという案で考えています。ただし、B分類についても、地域では遊休農地の扱いになっていますので、地域調査についてはB分類で農地のパトロールをしていただいて、解消された農地はご報告いただくような形で進めて行きたいと考えています。

19番 資料3の、38ページ 21番と22番の農地が「解消」になっているが、逆ではないかと思うので、確認をお願いしたい。21番が保全管理をされていて、22番が遊休農地だったと思うがどうか。

事務局 確認いたします。

13番 資料3の42ページ、21番、22番は、去年も、日野町の再生協議会に確認してくださいと事務局をお願いしたと思うが、確か保全管理で挙がっているということだったと思う。私が今年の2月に現地確認をしているときに、草をきれいに刈っておられるのを確認したので、写真を付けて報告させてもらっているはずですので、遊休農地からは外れると思います。綺田町については、21番、22番、24番、27番、30番が日野町の所有者ですので、もう一度確認をお願いしたい。それと、41ページの2番、3番、4番の農地については、生産調整で過去に挙がっていたと思うので、これも確認をお願いしたい。

事務局 ただ今の21番、22番の農地については、昨年度、蒲生地域の解消実践活動の中で、再生協に確認して対象農地であると確認させていただいております。今年度も改めて再生協に確認して処理していきたいと思います。また、2番、3番、4番が生産調整対象農地ではないかということですが、これも再度、再生協に確認します。この調査結果については、農業水産課の担当者から再生協と調整いただいて、それぞれ関係法の適用状況欄にチェックを入れていただいたところですが、漏れている恐れもありますので、再度確認をさせていただきたいと思います。

6番 A分類か、B分類かについて、水田でB扱いにしてしまうと、来年度から転作の扱いはどうなるのか。B扱いとなると農業委員会としては、農地扱いしないということになるので、対象面積にも影響が出てくるのではないと思うが、農業水産課はどう考えているのか。

事務局 遊休農地の調査の扱いについては、議論いただいた結果、B分類については調査対象から外していこうという方向性でまとめてきています。国の方は、B分類と判定した農地は非農地判断をするよう示されています。ただし、本市のB分類については、農振地域内の青地の農地が非常に多くありまして、農業委員会が非農地と判断いたしますと、農振地域内に農地外の土地が存在するという整合性がとれないような事態が生じます。農振サイドでも、ガイドラインは示されているものの、容易に農振除外をされるという方向はまだ見えない状況と聞いています。これらから判断しますと、やはり農地台帳からB分類を外すということは難しいと考えられ、今後もA分類と同様、B分類についても農地として扱い、農地台帳で管理していくという考えです。ただし、今後進めていきます農地利用の最適化



の中で、遊休農地の解消を大きく言われていますので、今後の取り組みについては、調査対象から外して解消実践活動からも外していくという形で進めていければと考えています。

6番 八日市の池田町の山林で永源寺地区の隣のところは、工場用地にする等、土地利用をもっと考えた方が地元としてもよいのではないかなと思うが、青地であるからダメだということで、今でも遊休農地として放置されている。地元の意向と市の管理が逆行しているところがあり、青地と遊休農地の取扱いで現場に合わないところが出てきているので、市全体としての土地利用についての考えはどうか。

事務局 池田の土地は、旧永源寺町時代に青野と協定されて工場や住宅を集積されたところの続きにあるということですが、旧八日市市と永源寺町の境界で、あそこだけが市街化調整区域ということになっています。青地ですが、見てのとおり公共投資がほとんど入っていない農地ですし、除外は不可能ではないと思いますが、ただ都市計画区域内の市街化調整区域ですので、工場等は建てられないこととなっています。それらをクリアしていこうとすると、市街化調整区域における地区計画というものを市が設定すれば、工場や住宅等の用地として活用可能となる取扱いがあり、そういう手法を使えないか都市計画課とも協議を行っていますが、地区計画では、分譲宅地は行けるということですが、工場はそこにこられる業者が転用するという明確な計画がなければできないということです。そういった状況の中で検討をしています。

議 長 他にご意見ございませんか。  
無いようでございますので、平成28年度農地利用状況（遊休農地等）調査の結果については、ご承認いただいたものといたします。

議 長 続いて、平成28年度遊休農地利用意向調査並びに解消指導・解消実践活動の取り組みについて（案）を議題と致しますので、ご協議をお願いいたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは資料、平成28年度 遊休農地利用意向調査並びに解消指導・解消実践活動の取り組みについて（案）をご覧ください。  
遊休農地の結果を受け、委員の皆様には毎年解消実践活動にお取り組みいただいているところです。目的にも書いていますように、平成26年度の法改正により遊休農地所有者に対する農業委員会の指導、通知、実践活動の一連の措置に、「利用意向調査」が法定化され、遊休農地の有効利用を進める仕組みとなっています。また、本年4月1日には農業委員会法が改正され、農地利用の最適化が農業委員会の必須業務となったことを踏まえ、遊休農地解消に向けた取り組みの強化をより実行が伴う取り組みが必要になってまいりました。平成28年度の農地利用状況調査、全体調査の結果を受け、遊休農地について、訪問、郵送による利用意向調査を行い、その結果に基づき農地の利用調整、また農業委員自らが実践活動を行っていただき、その解消を通じて市内に広く遊休農地の解消や防止を啓発していきたいと考えています。

これらの法改正をもとに、意向調査、解消指導、解消実践活動の取り組みを精査いたしまして、本日提案をさせていただきます。

まず、遊休農地の利用意向調査についてです。これについては、先ほどご確認いただいた農地利用状況調査の結果一覧表に基づき、耕作の再開、利用意向の確認を行うため、文書により新規発生農地を対象に意向調査を実施していきたいと考えています。調査様式については後ほど確認をいただきたいと思います。

2つ目に、利用意向調査の内容についてです。今年度からの調査については、農地法の運用という形で様式も示されていますので、②農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用する、④農地中間管理事業を利用する、これら2つを新たに追加し、農地法に基づく遊休農地に関する措置の流れに沿って、今年度から意向内容の調査票を変更させていただきたいと思います。

また、これらの新たな事業については、もう一度ビラ等を作成し、この事業の中身について説明をしていきたいと思っています。

（３）番目です。利用意向調査に基づく利用関係の調整ということで、農業委員会で確認いたしました意向を踏まえ、円滑化団体、中間管理機構への貸付けやあっせんなど農地の利用調整と有効利用を進めていくことで、農地利用の最適化につなげていきたいと考えています。

次のページに移りまして、利用意向調査により確認した農地所有者の意向を勘案しつつ、人・農地プランが策定されている区域では中心経営体を中心に、またプランが策定されていない区域では、地元の農業者を中心に農地の利用調整やあっせん等を行って行きたいと思っています。この取り組みにつきましましては、委員の皆様には毎年お取り組みいただいています。後ほど説明いたしますが、3番の解消指導・解消実践活動において実施をしていきたいと思っています。

続いて（４）利用関係の調整後の措置についてです。こちらは、利用意向調査、利用関係の調整を実施した後、農地中間管理事業の実施主体であります滋賀県農林漁業担い手育成基金が定めた「農地中間管理事業における遊休農地対策事務処理要領」に基づき措置をしていくことになります。これについては、遊休農地に関する措置について利用意向調査の結果自ら賃貸借、売却する相手をさがす、特段の対応を行わない、などの意向を示された方については、その対象農地に対する農地中間管理機構への情報提供がこの要領に基づき位置付けられたところです。これに係る事務処理要領については、今年7月20日に農地中間管理事業の事業主体である県農林漁業担い手育成基金が定められたものです。要領には農地中間管理事業規程に基づく農用地として利用することが適切と認められるもの、また借受け希望者の応募状況から見て担い手への借受けが見込まれる農用地と規程には限定されており、これに該当する農地を（６）農地中間管理機構の取得に関する協議の勧告ということで、勧告の対象とすることを定めています。また、農地中間管理権を取得する基準に適合せず、農業委員会が勧告対象外とするときは勧告対象外とするとの内容も示されているところです。これらを受けまして、東近江市では昨年度の利用意向調査の結果を受けまして、今回事前協議の対象農地202筆については昨年度委員の皆様にお取り組みいただいた解消実践活動の結果を受けて、勧告対象外として滋賀県の基金の方へ情報提供をこの8月にさせていただいたところです。この流れについて、以前にも一度確認いただいておりますが、資料の最終ページをご覧ください。遊休農地に関する措置の流れとい

うことで、本市農業委員会で取り組んでおります遊休農地対策についてを、この表に基づき説明させていただきます。

まず左から、8月頃と書いてありますが、これは平成27年8月とお考えください。昨年の8月に利用状況調査を実施させていただいて、昨年の10月には農振部会で遊休農地を確定させていただいております。この後、事務局の方でA分類と判定いたしました農地全てにつきまして、利用意向調査票を11月に発送させていただきました。意向の表明期限は2月末として設定いたしました。その結果を受けまして本市では、意向調査の結果を勘案しつつそれぞれの各ブロックで解消実践活動を実施していただき、6月の全体会議で実績報告をしていただくまでの間、お取り組みをいただいたところです。そして、ここからが平成28年度の措置の流れになりますが、6月には地域調査を実施させていただきました。そして本年8月4日には遊休農地の全体調査を実施したところです。先ほどの措置の流れの中で、意向調査で回答のなかった農地の状況を翌年の全体調査で確認させていただいています。併せて勧告に向けての事前協議を8月に提出いたしまして、間もなく11月末になりますので県の農林漁業担い手育成基金の方へ情報提供をいたしまして、勧告対象外として報告していますが、その結果に基づいての回答がされてきます。その回答をうけて本市が勧告します農地は無しということで対応していきたいと考えています。これが、遊休農地に関する措置の流れとなっています。また、勧告した遊休農地については、課税の強化が示されており、それを受けて、慎重に対応していきたいと事務局では考えていましたが、現時点ではそのような対応をしていますのでご承知おきいただきたいと思います。それでは、先ほどの資料の3ページにお戻りください。

(3) 番の遊休農地の解消指導・解消実践活動についてご説明させていただきます。まず、1 地域担当チームの編成についてですが、一番地域をご理解いただいている委員に地区ごとに入っていただきたいと思いますということで考えています。今年度も八日市地区については、筆を塊に分けさせていただき、その地区に近い委員に入っていただくよう考えています。

2つめに、解消指導・解消実践活動における遊休農地の選定と調査の実施ということで、今年度についても対象農地は遊休農地荒廃程度区分をA分類と判定した農地で、500㎡以上の農地を対象にしていきたいと思っています。500㎡未満であっても効果が大きい農地であると判断いただいた農地は、解消実践活動の対象としていただき、併せて解消指導を行っていただきたいと思います。

また、遊休農地の戸別訪問対象農地の選定ですが、来月から行います利用意向調査結果とその回答がなかった部分も含め、各地域担当チーム毎に個別訪問対象農地を選定していただきたいと思います。戸別訪問による利用意向が確認できない場合は、耕作の再開と利用意向の確認などを文書通知により指導を行っていききたいと思います。また、耕作者不在等で送付先が不明な場合は、地元や隣接農地の所有者への聞き取りを行っていただく中で可能な限り送付先の把握に努めていきたいと思います。

次のページに移っていただき、3つめには利用意向調査活動の取りまとめです。戸別訪問による意向調査結果、また郵送により返送された意向調査票の結果については、利用関係を調整するために必ず取りまとめを行っていただきたいと思います。4つめに、解消計画の策定ですが、利用意向調査により、他に貸し付けて

耕作再開を希望するが、耕作相手を探してほしいとする者の農地については、農業委員会や関係機関で連携を取っていただき、地域の農業者や集落の法人への貸付け、JA等農地利用集積円滑化団体の行う事業への依頼、中間管理機構への受入れが可能であるかも含めて利用調整・解消に向けた計画を策定いただきたいと思います。

また、地域担当チーム全体会において、各チームにより解消計画の策定内容についてご報告・発表をいただく計画です。

続いて、5番の解消実践活動の展開と記録の作成です。地域担当チームについては、解消計画に基づき、利用意向調査により確認いただいた農地所有者の意向を勘案しながら、農地の農業上の利用増進が図れるよう利用調整を行っていただき、解消に向けた実践活動を展開していただきたいと思います。

これらの活動については、取り組みの選定から解消計画の策定、解消実績のまとめに至るまでの活動（協議検討、会議、訪問等）についてその都度、解消実践活動の記録を作成していただきたいと思います。

そして、6番の解消実績のまとめ、報告ということで、各チームでは解消計画に基づき解消実践活動の実績をまとめていただき、全体会議において各チームより報告・発表をいただく計画で進めて行きたいとおもいます。

その他ということで、解消実践活動に伴う協議検討の会場等、必要な場合はそれぞれ事務局に担当職員を配置していますので、いつでもお声掛けをいただければと思います。

以上、利用意向調査、並びに解消指導・解消実践活動の取り組みについての計画案のご報告をさせていただきました。

次のページをご覧ください。調査・解消指導活動のスケジュールを計画させていただきました。11月上旬には郵送による意向調査を新規発生対象農地に対して発送を行う計画です。また、11月下旬には調査結果をまとめまして、全体会議で報告する準備を進めます。12月下旬には、昨年度から公表が義務付けられた農地台帳・全国農地ナビへの入力を行い、データ更新を行っていききたいと思います。また、12月22日には、地域担当チームの全体会議を考えておりまして、各チームの正副リーダーの選任、意向調査・解消指導方法の仕分けを進めていただきたいと思います。2月上旬から中旬には個別訪問意向調査を実施していただき、3月上旬から下旬にかけて解消計画の策定ということで、意向の確認があった対象農地について必要により現地の再確認や調整会議、利用調整を実施していただき、解消計画を策定いただきたいと思います。

また、3月24日には解消地域担当チームの全体会議を開催させていただき、各チームで検討いただいた解消計画の報告・発表をいただきまして、意見交換の場を持っていきたくと思っています。

また、4月から6月中旬にかけては、各チームにより解消実践活動を展開していただき、6月下旬には担当チームの全体会を開催し、利用調整いただいた結果を含む解消実績について報告・発表をいただきたいと思います。

次のページは、新規発生した利用意向調査対象農地について、発送する文書載せています。意向調査の依頼文については、前半で、意向調査だけが目的ではなく、解消指導という点からも、農地を守っていただきたいという表現を用いています。また、遊休農地を出したらなぜダメなのかということを重要視して、後半

の文章に盛り込んでいます。そして裏面になりますが、上段に遊休農地と判明しました農地を掲載させていただく予定です。

また、ゴシック体の小さな字で表示していますが、その他の留意事項ということで、遊休農地の措置の流れで示されている農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告の内容についてこちらに表示し通知したいと思います。

次のページが、同封いたします利用意向調査票の様式です。③には新たに付け加えた「事業を利用して耕作を再開する」という欄で、先ほど説明いたしました農地利用集積円滑化団体への事業、農地中間管理事業への意向を確認したいと思います。その裏面は、それぞれ意向調査結果、その状況を記入いただくページとしていますので、今後の解消指導の中で指導いただいた内容をまとめていただきたいと思います。

次のページ、別紙3については、個別に訪問いただく場合の利用意向調査票の様式としてお示ししています。

次の別紙4は、調査・解消地域の担当チーム案としてお示したものです。

次のページ別紙5については、遊休農地の解消実践活動の解消計画表になります。

次の別紙6は遊休農地の解消実践活動記録ということで、各チームで活動いただいたときには必ずこの用紙に記録をいただいて事務局にご提出をいただきたいと思います。

次のページ別紙7ですが、こちらは来年の6月にまとめていただきます解消実績の様式となっていますので、これにより取りまとめいただきたいと思います。

また次のページには、調査・解消地域担当チームの会議録の様式となっていますので、計画を立てられたときはこれで会議録としてまとめていただきたいと思います。

以上が解消指導・解消実践活動の取り組み計画ということで示させていただいております。これで説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

平成28年度遊休農地利用意向調査並びに解消指導・解消実践活動の取り組みについて、ご意見をいただきたいと思います。

5 番

八日市のAで懸案となっている農地がある。近江八幡の所有者で、所有者の祖母が亡くなられてひどい状態になっているが、その近くに近江八幡の大きい認定農家の方が耕作に来られている。亡くなられたおばあさんは意向調査で売りたい、助けてほしいと言われていたのが、亡くなられてしまった。息子の子どもが2人ほどおられるらしいが住んでいるところが分らない。近江八幡の農業委員会にも折衝していただいたが分らなかった。進め方が暗礁に乗り上げているような状態。またご指導をよろしく願いたい。

事務局

今言われた農地については、昨年度も農業委員会を通じて、息子さんの勤務先等の調査も試みたのですが、息子さんが2人おられて不定期ではありますが自宅に戻っておられるというところまでは確認できましたが、委員にも何度も足を運んでいただいておりますが出会っていただけなかったということでした。事務局も依頼を受けて意向調査も入れさせてはいただきましたが、ご返答いただけないとい

うのが現状です。今年度も解消実践活動の中で挙がってくる農地ですので、事務局としても考えていきながら進めて行きたいと思います。

議 長 他にございませんか。  
無いようでございますので、平成28年度遊休農地利用意向調査並びに解消指導・解消実践活動の取り組みについては、ご承認いただいたものといたします。

議 長 本日の議題、全般を通してご質問等ございませんか。  
特に質問等ないようですので、本日の協議事項は終了といたします。ご協力ありがとうございました。

閉 会 午前11時30分終了

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

9 番

11 番